

青年農業者・新規就農者実態補完調査 就農形態の定義早見表

番号	就農形態	定義
1	新規学卒就農者	<p>(1) 各種研修あるいは教育機関（義務教育・高等学校・農業大学校・短期大学・4年制大学及び試験研究機関等の研修）を、令和7年3月に卒業（修了）し、実家で就農した者</p> <p>(2) 各種研修あるいは教育機関を卒業後、国内外の農家等で研修を受け、調査時点から起算して過去1年以内で実家に就農した者で「自営農業への従事が主」の者</p> <p>(3) 上記の研修あるいは教育機関を卒業（修了）後、農家出身で、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」の者</p> <p>※(1)、(2)、(3)ともに農大研修部卒は含まない</p>
2	Uターン就農者	<p>(1) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に実家で就農した者で、「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」となった者</p> <p>(2) 会社等の他産業に就職した後、調査時点から起算して過去1年以内に、実家と同地域で独立した者で「自営農業への従事が主」となった者</p>
3	新規参入就農者	<p>新たに農業経営を開始した者のうち、非農家出身者で、「自営農業への従事が主」の者</p>
4	新規雇用就農者	<p>調査時点から起算して1年以内に雇用期間の定めのない正規の従業員（1週間の労働時間が35時間以上）として農業法人等に就職した者（事務職員、外国人技能実習生及び特定技能外国人を除く）</p> <p>※実家が経営する農業法人に就職・就農した者（例：1戸1法人の後継者等）は含まない。</p>
5	就農後定着している者	<p>過去5年間に就農した新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者のうち、調査時点で「自営農業への従事が主」の者</p>

※国の新規就農者数調査に習い年齢制限を撤廃しております。

※青年農業者・新規就農者実態補完調査に係る留意点

1 配偶者の就農形態の取り扱い

配偶者の就農形態の取り扱いについては、以下の表1のとおりとする。

表1 配偶者の就農形態の区分表

(夫または妻の) 就農形態	配偶者(今回)の就農形態	
	職歴なし	職歴あり
新規学卒 Uターン	①②新規学卒	③④Uターン
新規参入	⑤新規参入	

[就農例毎の配偶者の就農形態]

- ① 教育機関を卒業→就農：新規学卒就農
- ② 教育機関を卒業→家事手伝い→就農：新規学卒就農
- ③ 他産業に従事後→就農：Uターン就農
- ④ 他産業に従事後→家事手伝い→就農：Uターン就農
- ⑤ 夫婦ともに新たに経営を開始：新規参入

- 2 前年度調査時点で調査もれとなっていた者の取り扱いについて
前年度調査時点で調査もれとなっていた者については、過去5年間（令和2年5月1日）まで遡って、該当就農形態に加える。

- 3 調査時点とはいつ時点のことを言うのか
本年度については、令和7年（2025年）5月1日時点とする。